

情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律案

○社会的基盤としてのコンピュータ

- ・コンピュータの普及と世界的ネットワークの形成
- ・社会生活上の活動の大部分は、コンピュータによる情報処理に依存

○サイバー犯罪の増加

- ・平成12年→平成21年で約7倍

◆新成長戦略実現2011

(平成23年1月25日閣議決定)

- ・大規模サイバー攻撃への対応など情報通信技術を安心して利用できる環境の整備
- 「情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部改正法案を国会に提出。」

○国際協調の必要性

- ・サイバー犯罪は、容易に国境を越えて犯され得る。

◆欧州評議会サイバー犯罪に関する条約

- ・平成16年7月 発効
- ・G7の全てと欧州の多数の国が署名 (平成23年3月現在、署名47か国、締結30か国)
- 米・仏・独・伊は締結済み。
- 我が国においては、平成16年4月に国会承認済み

○暴力団等の反社会勢力が関与する強制執行妨害事案

- ・厳しい経済情勢が続く中で、暴力団等の反社会的勢力が組織的に関与する強制執行妨害事案が後を絶たない。
- ・現行刑法の関係罰則では対処することの困難な手口による強制執行妨害事案も発生。

司法制度改革審議会意見書

(平成13年6月)

権利実現の実効性確保

- ・占有屋等による不動産執行妨害への対策を導入すべき

※民事法制は既に整備済み
(担保物権及び民事執行制度の改善のための民法等の一部を改正する法律【平成16年4月施行】)
→刑事法の観点からも適切な対応が必要



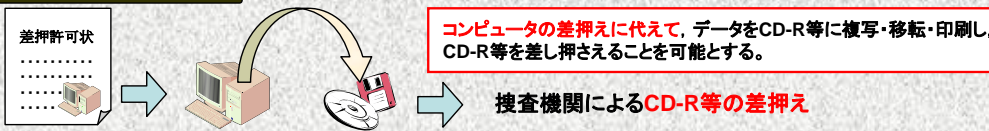
サイバー関係の法整備

実体法の整備

- コンピュータ・ウイルスの作成・供用等の罪の新設 (作成・提供・供用: 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金 / 取得・保管: 2年以下の懲役又は30万円以下の罰金)
- わいせつ物頒布等の罪(刑法175条)の構成要件の拡充
→不特定・多数の者にわいせつ画像をメールで送信する行為を処罰対象に含める。
- 電子計算機損壊等業務妨害罪(刑法234条の2)の未遂の処罰

手続法の整備

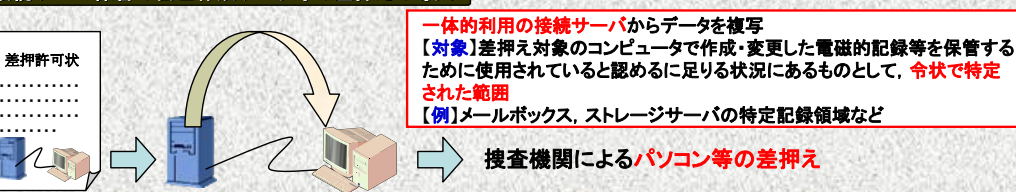
差押えの執行方法の整備



記録命令付差押えの新設



接続サーバ保管の自己作成データ等の差押えの導入



保全要請の規定の整備

- 差押え又は記録命令付差押えの必要がある場合に、プロバイダ等に対し、業務上記録している通信履歴の電磁的記録(通信ログ)を30日を超えない期間(特に必要があり、延長する場合には、通じて60日を超えない期間)消去しないよう、書面で要請できるものとする。

強制執行妨害関係の罰則整備

処罰対象の拡充

- 封印等破棄罪(刑法96条)の処罰対象の拡充
・公示札が取り外された後に目的不動産を占拠して妨害する行為 など
- 強制執行妨害罪(刑法96条の2)等の処罰対象の拡充
・強制執行の目的建物に廃棄物を搬入・放置する行為
・強制執行を妨害する目的で、目的財産を他人に無償譲渡する行為
・偽計・威力を用いて執行官の現場での活動を妨害する行為
・強制執行を妨害する目的で、強制執行の申立権者に暴行・脅迫を加える行為 など
- 競売等妨害罪(刑法96条の3)の処罰対象の拡充
・競売申立ての予想される物件に暴力団の代紋を掲示するなどして、競売の入札を断念させる行為 など

法定刑の引上げ

- | | |
|-----|--|
| 懲役刑 | 現行の2年→3年 |
| 罰金刑 | 20万円(封印等破棄罪), 50万円(強制執行妨害罪), 250万円(競売等妨害罪) |
- 【いずれも懲役刑との選択刑】
→全て250万円【懲役刑との併科を可能とする】

職業的な強制執行妨害者を対象とする加重処罰規定の新設

- 報酬目的による場合又は組織的な犯罪として行われる場合
- | | |
|-----|-----------------------|
| 懲役刑 | 3年→5年 |
| 罰金刑 | 250万円【併科可】→500万円【併科可】 |